

平成30年第3回奥州市議会定例会追加付議事件

(平成30年9月27日)

議案第38号 奥州市手数料条例の一部改正について

議案第39号 平成30年度奥州市一般会計補正予算（第8号）

報告第6号 議会の議決を経た工事等契約の変更に係る専決処分の報告について

議案第38号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年9月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、限定特定行政庁である本市において建築物の接道規制に係る特例の認定に関する事務を行うこととされたことから、当該事務について徴収する手数料を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例
奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項の次に次の1項を加える。

9の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の接道規制に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の接道規制に係る特例認定申請手数料	1件につき 2万7,000円
---	----------------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり定める。

平成30年9月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度奥州市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,772,418千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		3,529,106	2,000	3,531,106
	1 基金繰入金	3,529,106	2,000	3,531,106
歳入合計		58,770,418	2,000	58,772,418

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,475,406	2,000	18,477,406
	4 災害救助費	10,600	2,000	12,600
歳 出 合 計		58,770,418	2,000	58,772,418

平成30年度奥州市一般会計
補正予算（第8号）に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	3,529,106	2,000	3,531,106
歳入合計	58,770,418	2,000	58,772,418

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	18,475,406	2,000	18,477,406
歳 出 合 計	58,770,418	2,000	58,772,418

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			2,000
			2,000

2 歳 入

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	1,814,731	2,000	1,816,731
計	3,529,106	2,000	3,531,106

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,000	

3 歳 出

3款 民生費

4項 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 災害救助費	10,600	2,000	12,600				2,000
計	10,600	2,000	12,600				2,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
26 寄附金	2,000	01 災害復興支援事業経費	2,000
		26 寄附金	2,000
		見舞金	2,000
		北海道胆振東部地震見舞金	2,000

報告第6号

議会の議決を経た工事等契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事等契約の変更にについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第18号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年6月15日に変更契約の締結に係る議会の議決を経た高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（仮称）奥州スマートインターチェンジ高速道路利便増進事業に伴う工事等の契約締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

1 工事名

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（仮称）奥州スマートインターチェンジ高速道路利便増進事業に伴う工事等

2 契約の相手方

住所 岩手県北上市北鬼柳第16地割73番地2

氏名 東日本高速道路株式会社

東北支社北上管理事務所長 道上 義仁

3 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	419,152,182円	418,946,230円

平成30年9月10日

奥州市長 小 沢 昌 記